

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月2日

岩手県監査委員 小 野 共
岩手県監査委員 千 葉 伝
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 秘書広報室秘書課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年8月1日

(2) 本監査実施日 平成29年8月29日

3 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘のあつた物品について、不用物品として出納局に所管換するとともに、備品管理一覧表の整理を行った。 今後は、毎年度の備品管理一覧表の出力に合わせて、複数職員により現物確認を行うこととした。